

令和 6 年度
第11回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和 7 年 2 月 10 日開会

高松市農業委員会

令和6年度第11回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和7年2月10日（月）午後2時開会

開催場所 高松市役所 13階 大会議室

出席委員 24人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 4番 佃 俊子
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 富本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 16番 河田 薫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 24番 奈良 稔
- 25番 山田 憲一

農業委員会事務局出席者

事務局 長	
兼 農 政 課 長	山上 浩平
農政課長補佐	森 亮介
農 地 係 長	森 明雄
農政管理係長	山崎 博司
副 主 幹	浮田 政宏
副 主 幹	稲積 直子
副 主 幹	金田 篤宗

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について

イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

（一般議案）

議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第6号 非農地証明願について

議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第8号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更について

議案第9号 高松市地域計画の策定について

報 告 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第11回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の出席委員は24人中24人で、定例総会は成立しております。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は14番 富本委員及び6番 白井委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2、議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は金銭です。

2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください。

4番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権15番に関連しています。

5番、6番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

次のページを御覧ください。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

1番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

2番は、売買目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

3番は、耕作目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。3条許可申請所有権12番、13番に関連しています。

4番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について6件、イ 使用貸借に係

る農地返還通知について4件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案につきまして、御説明申しあげます。

議案書4ページを御覧ください。

1番は、申請地周辺に住宅・店舗等が立ち並んでいることから駐車場の需要が見込まれ、近隣住民等の利用要望に対応するため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、農家住宅の住宅拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、最近、他の所有地の売却を機に調査を行ったところ、先代が既存居宅の増築及び物置の建築をした際、隣接所有農地に越境していることが判明したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和56年頃に先代が建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、792.32平方メートルあります。

3番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具置場として狭小農地を転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。なお、現在は、勤務の都合上、国分寺町に居住しておりますが、退職後は実家である本計画地に転居して、引き続き所有農地を耕作する予定です。

併用宅地等が、585.06平方メートルあります。

4番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、基盤整備促進事業音谷第1地区において土地改良法に基づき換地処分さ

れた第1種農地に区分されますが、申請地の北側に息子家族の住宅を建築した後、芝生や防風対策の生垣を施して庭園として利用してきたもので、土地改良法第7条第4項に規定する事業計画に定められた用途に供する非農用区域に設定され、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成25年から平成26年頃に造成済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、1,322.62平方メートルあります。

5番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具・農作業道具等を収納する場所が不足しており、申請地に誤って納屋の一部を建築したため、是正するべく転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年頃に建築済みで、この度、追認許可を得るものです。隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、1,074.39平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について5件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、御説明申し上げます。

議案書5ページを御覧ください。

1番は、令和2年4月10日付けで、住宅2階建1棟の分譲住宅用地として転用許可を受けていましたが、住宅の建築見込みが立たず、許可目的の達成が困難となっていたところ、周辺は宅地化が進み、駐車場としての利用要望があるため、露天貸駐車場用地へ転用目的を変更するものです。併せて、工事期間を令和7年8月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請するものです。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について1件、

御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について議題いたします。

事務局の説明を求めます。

稲積副主幹 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申し上げます。

議案書6ページを御覧ください。

1番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、自動車整備業を営んでいる個人が、事業用及び顧客車両の増加に対応するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道に面し車両の出入りがしやすく、また、事務所からも近く、管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番の転用者は、東京に本社のあるコンサルティング業を営む法人の社員ですが、新たに四国支社事務所を開設することになり、事務所予定地の隣接地をその法人が利用する露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、スタッフや来客用の10台程度の駐車スペースが確保でき、西側は市道に面しており、利用及び管理がしやすいことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、駐車スペースを設けた際に隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、258.58平方メートルあります。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書7ページを御覧ください。

6番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、15.21平方メートルあります。

7番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、訪問看護事業等を営む法人が、事業拡大により有料老人ホーム事業を開始するため、老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、併用地を介して県道に接しており、車両の出入りがしやすく、また、事業所に隣接し、事業運営がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、86.40平方メートルあります。

9番は、福祉サービス業を行う社会福祉法人が、福祉用品の販売・レンタル業、住宅改修事業を開始するにあたり、併せて購入する宅地の駐車スペースだけでは、事業運営に必要な営業車両や通勤車両の駐車場が不足するため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、1,477.10平方メートルあります。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申しあげます。

議案書8ページを御覧ください。

1番の転用者は、現在、県外で借家住まいで、妻の実家へ転居することになりましたが、実家の敷地内に駐車スペースがないため、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、南側の隣接農地に車庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成10年頃に建築済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が202.70平方メートルあり、合計敷地面積が非農家の自己住宅の制限面積500平方メートルを超えますが、周辺に所有者の農地はなく、超過面積が審査基準で定める200平方メートル未満の狭小残地となることから、適当であると考えます。

2番の転用者は、現在、両親と同居していますが、互いの生活リズムが異なり負荷がかかっている状況を解消するため、父所有の農地を借り受けて、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

併用雑種地が、11.85平方メートルあります。

3番の転用者は、現在、義理の親と同居していますが、子が誕生し、住居が手狭となったことから、祖母所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は令和6年8月頃に造成済みですが、この度、追認許可を受けるもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

4番の転用者は、現在、借家住まいですが、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、西側が市道に面し、実家からも近く、将来的に親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番の転用者は、県外で就職していましたが、Uターンして父が経営する会社に転職することになったため、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、5戸以上の家屋の敷地がおおむね50メートル以内の距離で連たん集合

している区域内で、第1種農地の不許可の例外、「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

併用宅地が、14.43平方メートルあります。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権9件、使用貸借5件、計14件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

浮田副主幹 農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、所有権移転について御説明申し上げます。

1番は、所有者の経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は水稻を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は果樹を栽培するものです。

3番は、祖父から孫へ一括贈与するもので、取得後は野菜や果樹を栽培するものです。

4番は、所有者の経営縮小により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜や果樹を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

5番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が譲り受けるもので、取得後は栗を栽培するものです。

6番、7番、8番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、6番は野菜、7番は花、8番は野菜を栽培するものです。

次のページを御覧ください。

9番は、所有者の経営縮小により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

10番は、耕作者が小作地を譲り受けるもので、取得後は水稻と果樹を栽培するものです。

11番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を栽培するものです。

12番、13番は、所有者の農業廃止により、新規営農及び経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、12番は野菜、13番は野菜とオリーブを栽培するものです。この2件は使用貸借に係る農地返還通知の3番に関連しています。

14番は、土地整形のため、譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。
次のページを御覧ください。

15番は、伯母から甥へ贈与するもので、取得後は野菜を作付けするものです。18条6項通知4番に関連しています。

16番は、所有者の農業廃止により、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻、麦及び野菜を作付けするものです。

17番は、所有者の労働力不足により、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を作付けするものです。

次のページを御覧ください。

農地法第3条第1項の規定による許可申請のうち、使用貸借の設定について御説明いたします。

1番は、経営移譲年金を受給するため、所有者から子の妻へ10年間の使用貸借をするもので、貸借後は野菜を栽培するものです。

以上、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請、所有権移転17件、使用貸借1件について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

金田副主幹 議案第6号 非農地証明願について御説明申しあげます。

議案書14ページを御覧ください。

1番、2番、3番はそれぞれ、平成10年、昭和60年、平成元年から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第6号 非農地証明願について3件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第6号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)について議題といたします。

事務局の説明を求めます

山崎農政管理係長 議案第7号 農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料1-1を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するにあたって、令和7年1月29日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は、同年2月28日となっています。

次に、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定する権利の内容となっています。貸付期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

つづきまして、資料1-2を御覧ください。

本件は、令和7年1月20日付けで公益財団法人香川県農地機構理事長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画について、香川県の農用地利用集積等促進計画の認可を受けるに当たり、意見を求められているものです。

この計画は、令和7年4月1日付け契約であり、農業経営基盤強化促進法の改正に伴って、「利用権設定事業(いわゆる相対での農地貸借)」が廃止され、「農地中間管理事業(農地機構を介した農地貸借)」を利用した貸借のみになります。

資料を1枚めくっていただき、1ページの総括表を御覧ください。

高松市全体で、申出件数が266件、筆数が761筆、面積が74万5,927平方メートルとなっており、昨年の同時期と比較して、面積で約22.7%減少しています。

なお、面積が減少した主な理由としては、先程御説明したとおり、相対での農地貸借が無くなったことと、香川県農地機構の契約が、地域計画に位置付けられた担い手に限定されたことによるものです。

県の認可公告日は、このページの右肩にありますとおり、3月28日を予定しております。

資料の2ページ以降は、貸借の各筆明細書となっており、表の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う耕作者と設定する権利の内容となっています。

最後のページには、農業委員会の意見として、意見なしと回答することとしています。

以上、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）について、原案のとおり意見決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 農用地利用集積等促進計画（案）については、原案のとおり意見決定し、回答することに決定いたしました。

次に、議案第8号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更について、を議題といたします。この件については、先月の定例総会での議案取下げを経て、県への回答期限が先月末日であったことなどから、先月末の各地区部会において農林水産課が説明を行い、審議を行っていた案件であります。

この件について、まず、農業委員会事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第8号について、御説明申しあげます。

資料2を御覧ください。

本件は、1月24日付けで高松市長から、「市長の権限に属する事務の一部委任の変更について」の協議があったものです。

なお、先ほど三笠議長より説明がありましたとおり、先月の定例総会で取下げとしたものの、農林水産課からの申出に応じて、各地区部会において、事前に御審議いただきました。

資料の最後のページをお開きください。

地区部会の審議結果を踏まえて、7つの地区部会のうち、可決が2、保留が2、否決が3となったことから、本会をもって再協議を要する旨、1月31日付けで高松市長に回答しております。その審議結果については、別紙の各地区部会審議結果を御覧ください。

ここで、賛成、保留、反対の主だった意見を紹介いたします。

賛成意見としては、「国の法律に基づくため」、また、保留意見としては、「現状から判断できないので一旦保留でどうか」、「一つの地区部会では判断できない」、一方、反対意見としては、「公表により違反者を指導することは、農業委員会が矢面に立つため負担が増える」、「公表の仕方などわからない」、「公表の方法など具体的なガイドラインもないため、県から市に権限移譲を受けたとしても、農業委員会は今すぐ受けなくとも良い」などであります。

事務局からの説明は以上でございます。

議 長 事務局からの説明は終わりましたが、各地区部会での審議結果は可決2・保留2・否

決3という状況で意見が分かれました。

なお、この議案に関して農林水産課から発言の申入れがあります。

これを認めることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議がないようでありますので、農林水産課の入室を許可し、発言を認めることとします。

<農林水産課職員入室>

議 長 それでは、説明してください。

農林水産課 松良主幹 議案第8号について、農林水産課として御説明いたします。市町の権限に属する事務の一部委任の変更についてでございます。

農地法に基づく事務につきましては、平成17年4月1日から高松市農業委員会に対する事務委任規則により、貴委員会において処理をお願いしているところでございます。今回、農地法の一部改正がございまして、香川県知事から、香川県事務処理の特例に関する条例の一部を改正したいとの申出がございました。農林水産課としては、地方自治法第252条の17の2第2項に基づき、協議をしたいということでございました。

内容でございますが、資料1枚目が市長から農業委員会会長宛ての協議のお願いの文書、2枚目、3枚目が県から高松市に対して、こういった内容で変更したいという内容でございます。4枚目は高松市農業委員会に対する事務委任規則の一部を改定する規則で、右側が改正前、左側が改正後になっています。今回、何が変わるかというところですが、改正後の(1)のクのところの下線を引いていますが、「法第51条第3項の規定による公表に関する事」が加わります。

それで、法第51条第3項とは何かといいますと、「都道府県知事等は、第一項の規定により原状回復等の措置を講ずべきことを命ぜられた違反転用者等が、当該命令に係る期限までに正常な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る土地の地番その他必要な事項を公表することができる。」という規定が、昨年度、農地法の改正がございまして増えました。香川県としましては、高松市に事務委任したいということで、高松市長としては、農業委員会に必要な流れとして、事務をお願いしたいというところで協議をお願いしていたものでございます。御審議をお願いいたします。

議 長 命令は誰がするのですか。

松良主幹 今は、事務委任で農業委員会に事務をお願いしているところでございます。高松市事務委任規則の中、(1)のキのところに「法第51条第1項の規定による処分及び命令に関する事。」が載っておりまして、農業委員会会長名で発する形になると思います。

議 長 県から市長にどういう文面できていますか。

松良主幹 資料の2枚目、3枚目の内容できています。

議 長 知事の権限ですよ。

松良主幹 農地法上は、県知事がやる事務となっております。これを県が2月議会において、高松市の事務として取り扱うことを条例で制定しようとするところの話でございまして、現段階においては県知事になっております。2月の県議会後、4月1日以降は、高松市の権限になります。

議 長 2月県議会で可決されなかったらどうなりますか。

松良主幹 可決されないと当然、条例として成立しないです。

議 長 可決されていないのに、高松市長からから農業委員会へ通知がくるんですか。

松良主幹 県知事の権限をこれから市の方へ渡そうというところなので。

議 長 それだったら議決されてから考えたらいい。

松良主幹 正直な話、現段階で1月31日の県からの照会に対して、市として受けますという回答をしております。

議 長 それだったら農林水産課が受けたらいい。県の方が議決もされていないのに、農業委員会が受けられるわけがない。そもそも、県から市長あてに来た時期と、まだ2月の議会にかけていないのに、市長が農業委員会にこれお願いしますと、まだ決まっていないことを言うこと自体が間違っている。

松良主幹 県としては高松市が受けられるのか、事前協議という形で照会があり、今の段階で、高松市では農林水産課が受けるというつもりでお答えしています。この場で、農業委員会として受けないということであれば、市長部門の農林水産課で対応するという方向で市長まで話はできております。

議 長 それでは、議案第8号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更については、各地区部会での審議結果が異なりましたので、挙手採決を行います。

これを受けないということの賛成委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員の挙手でございますので、議案第8号 市長の権限に属する事務の一部委任の変更については、これを受けないことに決定しました。

議 長 次に、議案第9号 高松市地域計画の策定について、を議題といたします。

本件については、農林水産課が所管となる地域計画案について農業委員会に対して意見聴取を求めるものです。

農林水産課の説明を求めます。

松良主幹 議案第9号 高松市地域計画の策定につきまして、御説明をさせていただきます。

令和6年9月19日開催の高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会におきまして、高松市地域計画の審議をいただいておりますが、改めて貴委員会の意見を賜りたいということでございます。

林地区から香南地区までの30地区の地域毎におきまして、地域計画を策定させていただきたいというもので、資料につきましては、タブレット端末にデータとして入力させていただいております。これにつきまして、農業委員会のお考えを聞きたいというものでございます。御審議、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。

谷口職務代理者 意見聴取は高松市長からではなく、高松市農業基本対策審議会農業所得対策部会の部会長からとなっています。高松市長からの意見聴取なら理解できますが、農業所得対

策部会の部会長からの意見聴取をいただくというのはどういうことでしょうか。

農業委員会事務局に確認したいのですが、この意見聴取に関して法的な定めがあれば教えてください。

山崎農政管理係長 地域計画の策定にあたって、意見聴取を必要とする法的な根拠がございます。農業経営基盤強化促進法第19条第6項に規定がございます。読み上げます。「同意市町村は、地域計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区その他の関係者の意見を聴かなければならない。ただし、農林水産省令で定める軽微な変更をしようとする場合は、この限りでない。」以上です。

谷口職務代理者 高松市長からの意見聴取が妥当だと思います。市長から農業所得対策部会の部会長に委任状等は交付されているのでしょうか。

農林水産課 齋藤農林計画係長 農業経営基盤強化促進法19条第6項の規定で、高松市長から各関係機関に対して意見聴取をするということになっております。ただ、この法の基本要綱というのがございまして、その中で、それに基づく検討会を開催することをもって、意見聴取することも可能だということが定められております。高松市としては、この条文に基づきまして、高松市長から、高松市農業基本対策審議会に意見聴取をさせていただきました。令和6年1月24日でございます。これを受けた審議会において、令和6年9月19日に農業所得対策部会を開催させていただいて、ここで地域計画案は、こちらの方の了承を得たところでございます。

農業委員会の会長がこの審議会の部会の委員になっていただいているところではございますが、会長個人の意見というのは農業委員会の合意ではないということを農業委員会事務局の方から御指摘をいただいたというところで、本日、農業委員会の定例総会で改めて、地域計画案の審議をお願いしたいというところで、農林水産課として、説明にお伺いさせていただいたというのが経緯でございます。

谷口職務代理者 農業委員会の意見聴取は、高松市長なり、市長が権限を農業所得対策部会の部会長に委任等をした時に、審議するべきだと思いますが。

齋藤農林計画係長 先ほど言ったとおり、令和6年1月24日に高松市長から高松市農業基本対策審議会の会長宛に、地域計画の策定についての諮問の方をさせていただいております。これは、公文でさせていただいておりますので、これは法的な根拠がございます。

谷口職務代理者 今のは審議会でしょ。今きているのは、農業所得対策部会の部会長からです。

齋藤農林計画係長 農業基本対策審議会の会長は溝淵さんです。所得対策部会の部会長も、溝淵さんが行っております。この審議会が農業所得対策部会に対して、委員さんを指名して、部会を開催するというのが、条例で定められておりますので、こちらについても法的な根拠がございます。

谷口職務代理者 この策定についてのお願いは、部会長の名前できています。策定した人が変更もするんでしょ。

齋藤農林計画係長 高松市で変更します。

谷口職務代理者 それだったら市長から意見聴取したらいいじゃないですか。

齋藤農林計画係長 先ほども御説明させていただいたとおり、高松市としては、高松市農業基本対策審議会を法の基本要綱の検討会に位置付けさせていただいて、ここに対して、諮問、意見聴取させていただいております。なので、変更があった場合も、検討会の方を開催させていただいた上で、これを意見聴取として、対応させていただきます。

山上事務局長 谷口職務代理者が問題提起された件ですが、農業対策審議会農業所得対策部会は、市長から意見聴取を求められる側であって、我々農業委員会に対して意見聴取してくる側にはないと考えます。

谷口職務代理者 高松市長からの意見聴取を求めている、というのでよろしいでしょうか。

齋藤農林計画係長 公文でもお示しさせていただいておりますが、検討会である農業所得対策部会、こちらの方から今回の意見聴取をさせていただいている、ここに変更はありません。

議 長 市長から意見聴取を求めてくれという話は、ダメということやの。

齋藤農林計画係長 その旨で事前に農業委員会事務局さんの方と調整させていただいて、今回報告させていただいたという経緯があったと思うのですが。

山上事務局長 先ほど来、農業委員会事務局の調整と御発言があるんですけども、我々は確かに諮問文について、相談を受けています。受けていますけど、先ほど谷口職務代理者から問題提起があったように、高松市長からの諮問文だったら理解できるんですけど、所得対策部会の部会長からの諮問文は受け入れがたいということで、伝えております。

議 長 こういうことは、農業委員が中に入って判断すべきものではないと思う。当局同士で話をしてやっていかんと。これを判断せえといっても、なかなか難しいと思う。

川原委員 ちょっといいですか。地域計画について、昨年、各地域、認定農業者の方々などに集まさせていただいて、いろいろ意向交換がなされたと思いますが、その方がおっしゃるには、作業受委託が地図上に反映しているかどうかを確認したいということなのですが。

齋藤農林計画係長 反映はしておりません。なぜかといいますと、農地の所有者の方の権利保護にもあたります。地域計画の目標地図に載せてしまうと、作業受委託というのは本来であれば、所有者からすれば長い期間拘束されないというところで、作業受委託を選んでいるという実態があると思います。そのメリットを重要視させていただいて、できる限り地域計画の中には載せないというところで、農地の所有者ができる限り自分の意思を反映しやすい形で、地域計画の策定の段階でお示しさせていただいております。

川原委員 それは去年の協議の時に聞いていますか。私は聞いていないですよ。

齋藤農林計画係長 目標地図の作り方は御説明させていただきました。利用権設定など、今現時点で担い手の方が耕作している圃地のみを目標地図に色付けさせていただくということで御理解を得たというふうには考えております。

川原委員 その方は理解していませんよ。

齋藤農林計画係長 その方が、どなたか存じあげませんが、もし載せてしまうと農地の所有者との関係が崩れる可能性もありますよということは、私の方から御説明させていただきたいと思

ます。

川原委員 関係が崩れるとはどういうことですか。

齋藤農林計画係長 利用権設定とかだったら長いスパンで耕作されると思いますが、農地の所有者としてはできる限りそういう制約はない方がいいだろうというところで、農作業受委託の場合、いつでも解約が可能だということがあつて、農地の所有者と耕作者も理解を得た上で、農作業受委託を結んでいると、このメリットがなくなりますよというところは申しあげたいと思います。

川原委員 事務局はどういうふうにお考えになっていますか。

森課長補佐 地域計画の主旨というものは、10年後の耕作者が誰であるかということで、所有権が誰かということではありません。大事なのは、経営者の方が、ここの農地は私が面倒みるんだということがわかる、そういった考え方をまとめた利用計画図、そういう認識です。実際、作業受委託しかない方もいらして、契約はできていないけれど、ここを面倒みているので、載せてほしいんだという要望がありました。農業委員会事務局としても、農林水産課へこういう情報がありましたよということは伝えています。

川原委員 要望があつたということは、反映していただかないと。是非そのあたり意思の疎通をしっかりといただいて、よろしくお願いします。

齋藤農林計画係長 御指摘ありがとうございます。地域計画については、策定しただけではなくて、随時変更の方もしていく予定です。その中で、協議の場というのも随時開催させていただきますので、その場で意見をお伺いして、適宜反映の方をさせていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

議 長 委員さんからの要望もできるだけ反映させていただくようにひとつお願いします。

先ほど谷口委員からの質問にもありましたが、市長からの意見聴取をいただくか、若しくは、部会長からの諮問とするのか、14日に農業所得対策部会がありますので、これをその場でお聞きしたいし、説明もいただきたいと思うので、その話を聞いて、来月の10日の定例総会で、また皆さんに御説明させていただくということで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、来月の定例総会で協議させていただくということで、よろしくお願いいたします。

＜農林水産課職員退室＞

議 長 続きまして、報告案件に移ります。

農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。
資料4を御覧ください。

期間としましては、令和7年1月7日から同年2月3日分までであります。

まず、許可件数ですが、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、1月議決分といたしまして4条が7件、5条が18件、合計で4条が7件、5条が27件です。

許可保留件数につきましては、12月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が18件、

1月議決分といたしまして4条が1件、5条が5件、合計で4条が1件、5条が23件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。令和7年1月議決分の2番が、表の右端欄のとおり、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

2ページを御覧ください。

次に、5条関係です。

令和6年8月議決分の所有権2番、8番、11番、26番が表の右端欄のとおり、それぞれ、法定外占用、開発許可、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

次に、令和6年9月議決分所有権23番が、表の右端欄のとおり、開発許可・法定外占用により、許可保留となっております。

次に、11月議決分の所有権6番、10番、13番、16番、18番、賃借権5番が表の右端欄のとおり、それぞれ、道路工事承認未了、法定外占用、開発許可、用途廃止により、許可保留となっております。

3ページを御覧ください。

令和6年12月議決分の所有権1番、2番、5番、6番、10番、11番、賃借権3番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、法定外占用、道路工事承認未了により、許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

令和7年1月議決分の所有権2番、9番、10番、11番、16番が表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用により、許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

許可保留案件はありませんでした。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第11回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時25分 閉会